

次期障がい者福祉プランの策定に向けて（案）

1 次期プランの策定方針について

- ・次期プランは、障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一本化したものとする。
全体構成については、基本、現プランを踏襲したものとする。
- ・施策については、施策の重点化を図るため、この3年間で特に行うべきことに絞ったプランとする。
- ・国の障害者基本計画及び埼玉県の障害者支援計画や、市の障がい者福祉プランの上位プランである総合計画及び入間市地域福祉計画との整合性も考慮する。

2 各部の策定について

【第1部】 総論

事務局（障害者支援課）案を提示し審議会で検討する。
(部会を設置しての見直しは行わない。)

【第2部】 入間市障害者計画（「障害者基本法」に基づく中長期の計画。障害者のための施策に関する基本的な事項を定めるもの）

- ①基本方針、重点課題について現プランを基に検討する。
- ②検討部会（以下、部会という。）を設置する。

(前は「こども部会」「地域部会」の2部会。)
- ③部会では部会長が中心となり、第2章の施策及び施策に係る具体的な事業（取組）について、現プランを基に見直し・検討（存続・統合・廃止等）を行う。（現プラン第3部「障害福祉計画」における目標値の達成、見込量の確保についても考慮する。）
記載内容は現状を踏まえ具体的な事業（取組）とし、具体的な事業（取組）は、箇条書とする。
- ④部会の検討結果について、6月中旬までに事務局へ報告する。
- ⑤事務局でとりまとめた後、審議会で報告、検討する。

【第3部】 入間市障害福祉計画（障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置づけ）

入間市障害児福祉計画（児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児相談支援に関する3年間の実施計画的な位置づけ）

障害福祉サービス、障害児通所支援等の見込量が主な内容で、国・県からの指示に基づいて市が作る推計値のため、市が原案を作成する。ただし見込量や目標値の設定においては、自立支援協議会の意見を聴取するものとする。また、設定された見込量等をもとに、施設整備の必要性等についても検討する。

※障害児福祉計画

障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込量（【第3部】の障害者総合支援法に基づく障害福祉計画と同様のもの）を示すもの。障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

【第4部】 計画の推進に向けて（計画推進のための進行管理）
事務局（障害者支援課）案を提示し審議会で検討する。

【第5部】 関係資料

第1～4部を作成した後、検討する。

3 部会について

- ・ 審議会委員のうち会長・副会長を除く全員が、いずれかの部会に参加する。
- ・ 部会長・副部会長は部会の中で決定する。
- ・ 各部会開催時には、自立支援協議会の各部会委員及び「りぼん」職員の有志、市職員にも部会の協力者として参加・協力をいただく。
- ・ 部会出席による報酬及び費用弁償は支給しない。